

I 平成 29 年度の指定団体等

県では、平成 26 年 3 月に、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間を計画期間とする「第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画」（以下「第Ⅳ期計画」という。）を策定しました。この計画は、県と公社等外郭団体（以下「公社等」という。）が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めることを目指して、社会情勢の変化や東日本大震災からの復興に向けた新たな役割等を考慮しながら、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ることを目的としています。

平成 29 年度は、54 団体を公社等として指定しました。団体名については、「公社等外郭団体一覧」（P10）のとおりです。

第Ⅳ期計画では、収支状況等が良好で、更なる経営改善や経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、県の関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進することとしています。

一方、業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等や、第三セクター等改革推進債を活用し経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化することとしています。「改善支援団体」として分類した 11 団体については、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「改革スケジュール」を作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めてきました（「Ⅴ 改善支援団体の取組状況」（P11～）を参照）。

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

経営評価は、公社等が事業実施後に自ら実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、平成 29 年度指定の 54 団体に対し、公社等が実施した経営評価の報告に対して、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行いました。

また、第Ⅳ期計画では、「改善支援団体」に分類された公社等を、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士 4 人、中小企業診断士 1 人、経営士 1 人の計 6 人で構成）による調査審議の対象としていることから、「改善支援団体」全 11 団体のうち、平成 29 年度は、（公社）みやぎ農業振興公社について調査・審議を行いました。所管部局（主務課）は、経営評価委員会から出された各団体の経営改善に関する意見に基づき、適切な助言又は指導を継続して行うこととしています。

○ 経営評価委員会の意見

(公社)みやぎ農業振興公社	【次期中期経営プランについて】 平成 30 年度からスタートする次期中期経営プランでは、米政策が大きく転換されることを踏まえ、これまでの中期経営目標を改めて問い直し、目標指標を策定する必要がある。 目標指標については、県の施策における目標指標を踏まえつつ、団体として、新たな農業者の確保、農地の集約化を重要課題として設定し、県の施策と団体の目標達成状況を常にすり合わせ、施策・目標指標を点検・見直ししていくこと。 さらに、未収金対策については、引き続き必要な措置を講ずること。(団体)
---------------	--

	<p>【農地の大規模化・集約化に向けた取組について】</p> <p>担い手農業者の所得拡大と経営効率化のためには、農地の大規模化・集約化の方向性は不可欠であり、団体は、関係諸機関とさらなる連携をしながら、補助金等の活用など有効なインセンティブを検討するなど、今後も積極的に農地中間管理事業等を推進すること。</p> <p>県は、農地の大規模化・集約化を本県農業経営の体質改善と農業者の自立を図るために必要不可欠な取組と捉え、団体とともに関係諸機関と連携しながら、積極的に農地中間管理事業等を推進していくとともに、PDCA サイクルを確実に実施していくこと。</p> <p>(団体・県)</p> <p>【公社に求められる役割について】</p> <p>米政策の転換や ICT 化の急速な進展など、農業経営は大きな転換期にさしかかっていることから、団体は、関係諸団体や農業者との関わりを一層密にして、そのニーズや意見を県と情報共有しながら、若い世代を主とした新たな就農者に対する支援を行っていくこと。</p> <p>また、6次産業化や新しい農業ビジネスなど、アグリビジネスに取り組もうとする農業経営体に対して、付加価値の高い農業の実現に向けた支援を行っていくこと。(団体)</p> <p>【県の施策の方向性について】</p> <p>平成32年度までの「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」について、これまでの進捗状況等を精査し、目標達成等に向けて着実に事業の推進を図ること。</p> <p>本県の農業・農村振興施策については農業をビジネスとして捉え、ビジネスモデルとなる施策など、他県にない(地域の特性に配慮した)農業振興策の具体化に向けて中長期的に検討すること。</p> <p>稲作中心の土地利用からの転換を見据えた、新たな土地利用の在り方を検討すること。</p> <p>小中高校等への農業体験などによる次世代への農業支援活動の推進を図ること。(県)</p>
--	---

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金(随意契約に係るもの)・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。

平成29年度の実績額は、12,356,086千円で、平成28年度実績対比で123.2%、平成27年度実績対比で181.8%、となっています。

なお、平成29年度の実績額が平成28年度実績対比で増加したのは、主に(一社)みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会、宮城県道路公社等の団体で増加したことによるものです。

○ 県の財政的関与額

(単位：千円)

	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	H29 実績 ／H28 実績	H29 実績 ／H27 実績
委託金	3,199,762	4,772,053	6,138,446	128.6%	191.8%
補助金	3,425,591	5,072,054	6,049,156	119.3%	176.6%
負担金	172,360	188,232	168,484	89.5%	97.8%
合 計	6,797,713	10,032,339	12,356,086	123.2%	181.8%
単年度貸付額	2,002,500	2,155,500	2,075,607	96.3%	103.7%
年度末貸付金残高	105,175,823	104,454,003	103,832,577	99.4%	98.7%
損失補償（債務保証）残高	22,228,970	20,026,172	21,922,365	109.5%	98.6%

※委託金については、随意契約に係るもののみ集計（指定管理者制度に係る管理委託料のうち、公募によるものは含めていない）

3 委託の在り方の見直し

公社等への委託にあたっては業務内容を随時見直すとともに、随意契約で委託している業務について競争入札の適用の可否を検討しています。

また、指定管理者制度により公の施設の管理者の募集を行うに当たっては、「指定管理者制度運用指針」（平成 20 年 7 月 9 日制定）に基づき、原則として公募することとしています。平成 30 年 3 月 31 日現在で、公社等が指定管理者となっている施設は前年度と同数の 24 施設ありますが、そのうち 11 施設が公募によるものであり、非公募は 13 施設となっています。

○ 県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

	団 体 名	施設名称
公 募	(公財)宮城県文化振興財団	○東京エレクトロンホール宮城（県民会館）※
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○介護研修センター ○援護寮 ○啓佑学園 ○第二啓佑学園 ○船形コロニー ○七ッ森希望の家
	(一財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター※
	(公財)宮城県スポーツ振興財団 (平成30年4月1日、(公財)宮城県体育協会との合併に伴い、『(公財)宮城県スポーツ協会』へ名称変更)	○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く)※ ○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る)(2施設)※

非 公 募	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○慶長使節船ミュージアム
	(公社)みやぎ農業振興公社	○岩出山牧場
	宮城県住宅供給公社	○改良県営住宅，地区施設及び改良住宅駐車場(8施設) ○特定公共賃貸住宅及び駐車場(2施設)

※ 共同企業体による管理

4 公社等代表者への充て職等の廃止・縮小

知事等が恒常的に団体の代表者に就任する充て職等は，経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から，原則廃止することとしています。

平成30年3月31日現在で代表者への充て職等を実施している団体は，前年度と同じ4団体となっていますが，理事等の互選により代表者に就任しています。

○ 代表者への充て職等を行っている団体

<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)東北自治研修所《代表理事：公務研修所長》 ・ (公社)宮城県観光連盟《代表理事(会長)：知事》 ・ (株)仙台港貿易促進センター《会長：知事》 ・ (公社)宮城県国際経済振興協会《理事長：副知事》

5 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)に基づく平成30年3月31日現在の公社等への県職員の派遣状況は，団体数・派遣人数ともに前年度と同数となっています。

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	平成29年3月31日	平成30年3月31日	増減
団体数	5団体	5団体	±0団体
派遣人数	13人	13人	±0人

○ 派遣団体名と派遣人数(平成30年3月31日現在)

団体名	人数	団体名	人数
(公財)東北自治研修所	1人	(公社)みやぎ農業振興公社	1人
(公財)みやぎ産業振興機構	6人	(公財)宮城県体育協会	3人
(公社)宮城県国際経済振興協会	2人	計	13人

6 県退職者の再就職の適正化

県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、「職員の退職管理に関する条例」（平成 27 年宮城県条例第 80 号）に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用しています。また、県退職者の公社等への再就職の状況については、「職員の退職管理に関する取扱要綱」（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を公表しています。

平成 28 年度及び平成 29 年度に知事部局の部局長、次長、課室長、地方公所長等で退職した職員のうち、条例に基づき届け出された再就職状況（平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月末まで）については、平成 30 年 7 月 20 日に公表しており、公社等への再就職者は 23 人で、うち常勤役員 10 人、常勤職員 12 人となっています。（役員兼職員の場合は役員に分類）。

Ⅲ 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

県は、公社等に対し、平成 29 年度の経営状況について「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の観点より総合評価を行うこととしています。また、改善支援団体に分類された公社等にあつては、具体的な取組について改革スケジュールを作成しました（各団体の改革スケジュール及び取組状況は、「V 改善支援団体の取組状況」（P11～）を参照）。

(1) 総合評価

「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」及び「財務の健全性」を踏まえた総合評価

A（概ね良好）	B（改善の余地あり）	C（改善措置が必要）	D（大いに改善措置が必要）
23 団体（42.6%）	28 団体（51.9%）	3 団体（5.6%）	0 団体（0.0%）

【参考指標】

① 組織運営の健全性

A（概ね良好）	B（改善の余地あり）	C（改善措置が必要）	D（大いに改善措置が必要）
27 団体（50.0%）	23 団体（42.6%）	4 団体（7.4%）	0 団体（0.0%）

② 財務の健全性

A（概ね良好）	B（改善の余地あり）	C（改善措置が必要）	D（大いに改善措置が必要）
18 団体（33.3%）	31 団体（57.4%）	5 団体（9.3%）	0 団体（0.0%）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

平成 29 年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は 32 団体で、金額は合計で 4,689 百万円となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は 20 団体で、金額は合計で、△773 百万円となっています。

	対象 団体数	当期正味財産の増 又は当期利益を計上		当期正味財産の減 又は当期損失を計上	
		団体数	金額合計	団体数	金額合計
平成 29 年度	52 団体	32 団体	4,689 百万円	20 団体	△ 773 百万円
平成 28 年度	52 団体	30 団体	4,293 百万円	22 団体	△1,526 百万円

※当期利益（当期正味財産増減額）が 0 円の宮城県道路公社及び正味財産増減計算書を作成していない 1 団体（宮城県商工会連合会）の計 2 団体を除いて集計

2 経営基盤の確立等

(1) 役職員数の適正化

平成 30 年 3 月 31 日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は 74 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 1 人、県退職者は 53 人となっています。

また、常勤職員数は 1,372 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 12 人、県退職者は 111 人となっています。

① 常勤役員数

平成 29 年 3 月 31 日現在			平成 30 年 3 月 31 日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
77 人	1 人	52 人	74 人	1 人	53 人	△3 人	±0 人	+1 人

② 常勤職員数

平成 29 年 3 月 31 日現在			平成 30 年 3 月 31 日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
1,381 人	12 人	116 人	1,372 人	12 人	111 人	△9 人	±0 人	△5 人

(2) 報酬・給与の適正化

県の出資割合が 25%以上の団体にあつては、常勤役職員の平均年収を団体改革実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」(P28～)を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めており、登用の状況は次のとおりです。

	登用している	登用していない
平成 29 年度	42 団体 (77.8%)	12 団体 (22.2%)
平成 28 年度	42 団体 (77.8%)	12 団体 (22.2%)

(2) 公認会計士又は監査法人による監査体制

監査体制については、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する外部の専門家を活用するよう努めており、公認会計士・税理士による会計・経理業務への関与の状況は次のとおりです。

なお、「関与している」に分類された団体のうち 18 団体 (33.3%) は公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し、監事（監査役）監査を実施又は監査法人による監査を実施しています。

	関与している	関与していない
平成 29 年度	48 団体 (88.9%)	6 団体 (11.1%)
平成 28 年度	44 団体 (81.5%)	10 団体 (18.5%)

4 コンプライアンスの徹底等

県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスの徹底と職員の意識醸成に努めており、取組の状況は次のとおりです。

	取組実施			未実施	
平成 29 年度	54 団体 (100.0%)	(重複あり)		0 団体 (0.0%)	
		コンプライアンスに関する規程			その他の 取組実施
		整備済	整備予定		
		34 団体 (63.0%)	6 団体 (11.1%)		47 団体 (87.0%)
平成 28 年度	54 団体 (100.0%)	(重複あり)		0 団体 (0.0%)	
		コンプライアンスに関する規程 (※)			その他の 取組実施
		整備済	整備予定		
		30 団体 (55.6%)	3 団体 (5.6%)		39 団体 (72.2%)

※平成 28 年度：「法令遵守の内規」として報告した件数を掲載

5 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネットを活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めることとしており、公開の状況は次のとおりです。

	業務・財務に関する資料のうち、6項目以上公開している（会社法法人、その他法人は4項目）	業務・財務に関する資料のうち、6項目未満を公開している（会社法法人・その他法人は4項目）	ホームページで公開していない
平成 29 年度	43 団体（79.6%）	8 団体（14.8%）	3 団体（5.6%）
平成 28 年度	43 団体（79.6%）	8 団体（14.8%）	3 団体（5.6%）

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が25%以上の団体、県の補助金等が5千万円以上かつ団体の予算規模の2分の1以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センターと地方6カ所の県政情報コーナーで閲覧することができます。

＜業務・財務に関する情報公開の対象としている資料＞

- | | | |
|--------------------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> 定款（寄付行為） | <input type="checkbox"/> 事業（営業）報告書 | <input type="checkbox"/> 財産目録 |
| <input type="checkbox"/> 役員等名簿 | <input type="checkbox"/> 収支計算書 | <input type="checkbox"/> キャッシュフロー計算書 |
| <input type="checkbox"/> 事業計画書 | <input type="checkbox"/> 貸借対照表 | （作成している場合） |
| <input type="checkbox"/> 収支予算書（収支計画） | <input type="checkbox"/> 損益計算書（正味財産増減計算書） | <input type="checkbox"/> 役員の報酬・退職金に関する規定 |

IV 第Ⅳ期計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

平成 29 年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、平成 30 年 8 月 6 日に知事を本部長とする行政改革推進本部会議において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

平成 29 年度の公社等外郭団体総合調整委員会では下記の付議事項について審議を行いました。

日付	付議事項	団体名等
H30. 2. 5	公社等外郭団体の合併について 公社等外郭団体の定款の重要な変更について	公益財団法人宮城県スポーツ協会 (合併前の団体名) 公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 公益財団法人宮城県体育協会
	公社等外郭団体への県職員派遣の適否について	公益財団法人東北自治研修所 公益財団法人みやぎ産業振興機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益財団法人宮城県スポーツ協会

(参考) 平成 30 年 6 月 18 日、「株式会社インテリジェント・コスモス研究機構」及び「株式会社テクノプラザみやぎ」の解散及び団体分類の変更(改善支援団体→進行管理団体)について審議を行いました。

3 公社等の自己管理等

公社等は、実施した取組に対する自己評価を行うとともに、その評価結果を団体改革計画表に記載し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。評価の結果は、次年度以降の経営に反映します。

また、改善支援団体にあつては、改革スケジュールに基づき、経営改善に向けた取組を実施しました。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」(平成 16 年宮城県条例第 54 号)に基づき議会に報告するとともに、ホームページで公表します。

【行政経営推進課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>)】

参考 公社等外郭団体一覧【平成 29 年度指定 54 団体】 (H30.3.31 現在)

<p>1 県が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で，県の出資割合が4分の1以上のもの（33 団体）</p> <p>宮城県土地開発公社 仙台臨海鉄道株式会社 阿武隈急行株式会社 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 公益財団法人宮城県環境事業公社 公益財団法人宮城県文化振興財団 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 一般社団法人東北地域医療支援機構 公益財団法人宮城県腎臓協会 株式会社テクノプラザみやぎ 宮城県信用保証協会 公益財団法人みやぎ産業振興機構 公益財団法人宮城県国際化協会 一般財団法人みやぎ産業交流センター 株式会社仙台港貿易促進センター 宮城県漁業信用基金協会 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益財団法人翠生農学振興会 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 一般社団法人宮城県畜産協会 公益財団法人みやぎ林業活性化基金 一般社団法人宮城県林業公社 一般財団法人みやぎ建設総合センター 宮城県道路公社 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社 宮城県開発株式会社 塩釜港開発株式会社 仙台空港鉄道株式会社 宮城県住宅供給公社 公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 公益財団法人宮城県体育協会 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター</p>	<p>2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 出資割合が5分の1以上であり，かつ県が最大出資者となっているもの（該当なし）</p> <p>(2) 県からの補助金等の割合が総収入の4分の1以上のもの（15 団体）</p> <p>公益財団法人東北自治研修所 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター 一般財団法人宮城県地域医療情報センター 一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 一般社団法人宮城県計量協会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 公益社団法人宮城県トラック協会 公益社団法人宮城県観光連盟 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 一般社団法人宮城県農業会議 宮城県土地改良事業団体連合会 公益財団法人宮城県水産振興協会</p> <p>(3) 県の施策との関連性，法人設立への県の関与の程度から公社等外郭団体に指定するもの（6 団体）</p> <p>株式会社インテリジェント・コスモス研究機構 宮城県職業能力開発協会 宮城県農業信用基金協会 公益社団法人宮城県物産振興協会 公益社団法人宮城県建設センター 一般社団法人宮城県交通安全協会</p> <p>《指定 5 4 団体の内訳》</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>公益財団法人</td><td>16 団体</td></tr> <tr><td>公益社団法人</td><td>8 団体</td></tr> <tr><td>一般財団法人</td><td>3 団体</td></tr> <tr><td>一般社団法人</td><td>8 団体</td></tr> <tr><td>特殊法人</td><td>10 団体</td></tr> <tr><td>社会福祉法人</td><td>1 団体</td></tr> <tr><td>株式会社</td><td>8 団体</td></tr> </table>	公益財団法人	16 団体	公益社団法人	8 団体	一般財団法人	3 団体	一般社団法人	8 団体	特殊法人	10 団体	社会福祉法人	1 団体	株式会社	8 団体
公益財団法人	16 団体														
公益社団法人	8 団体														
一般財団法人	3 団体														
一般社団法人	8 団体														
特殊法人	10 団体														
社会福祉法人	1 団体														
株式会社	8 団体														